

令和元年10月11日

国土交通省では、昨年9月の台風第21号や第24号の襲来に備え鉄道事業者各社が行った「計画運休」の対応等について、関係者が一堂に会して情報共有を行うとともに、対応が適切であったのか検証し、今後の計画運休のあり方等について検討するため、「鉄道の計画運休に関する検討会議」を開催し、当日の対応の検証を行うとともに、1. 計画運休の実施について、2. 運転再開にあたっての安全確認、3. 利用者への情報提供に係る中間取りまとめを行った。

その後、鉄道事業者等と検討を続け、中間取りまとめの際に、引き続き検討することとしていた、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方、自治体の範囲等について、本年7月に取りまとめた。

さらに、本年9月の台風第15号で実施された計画運休の対応等についても、再度、同検討会議を開催して検証を行い、取りまとめを以下のとおり更新した。(赤字は更新した箇所を示す)

## 1. 計画運休の実施について

○ 大型の台風等が接近・上陸する場合等においては、以下の安全確保等の観点から、路線の特性に応じて、計画運休は必要と考えられる。

- ・ 列車の駅間停車や駅での混乱等を防ぐ必要がある。
- ・ 現に、平成30年の台風第24号では、計画運休完了前に一部列車が駅停車したが、事前に計画運休を案内していたため、当該列車の乗客も少なく、大きなトラブルとならなかった。
- ・ また、鉄道が計画運休を実施することにより、早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等、社会の安全を確保する役割も果たしていた。

○ 一方で計画運休を実施するに当たっては、相互直通及び並走する他の鉄道事業者とも連携を図りながら、下記3. の利用者等への情報提供等を適切に実施する。

○ 空港アクセス路線を有する鉄道事業者は、計画運休の実施や運転再開などに際して、旅客ターミナル施設事業者等と連携して、利用者等の誘導や下記3. の利用者等への情報提供等を適切に実施する。

## 2. 運転再開にあたっての安全確認

○ 大型の台風等により強風が発生した場合には、運転再開にあたり、係員の安全に配慮したうえで基本的に全線にわたり、構造物等の状態や飛来物による支障状況等を確認する必要がある。その際の確認作業を効率的に実施するため、必要な箇所への要員・資機材の配置など、事前準備の強化に努める。なお、最終的な安全確認及び運転再開までに要する時間は、被災状況によっては復旧作業に時間がかかるケースもあり、不確定要素が大きい。

○ 運転再開にあたり、構造物等の支障により輸送障害が発生した場合には、振替輸送の対象となる他事業者と十分な連携(情報共有等)を図る必要がある。

○ 運転再開時に利用者が駅に集中する一方で、運転再開後に列車本数が少ない場合、入場規制等の混乱が発生する原因となる。このため、列車設定の工夫等により、必要な輸送力を早期に確保するように努める。

### 3. 利用者等への情報提供

○ 計画運休・運行再開時における情報提供の実施に当たっては、以下の点に留意する。

#### (1) 利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法

##### ① 計画運休の可能性についての前広な情報提供

気象情報を注視し、当該路線への影響があると予想される場合には、気象情報に応じ、計画運休の可能性などについて、前広に情報提供を行う。

なお、気象庁等との間で、気象情報の利活用について平時から意見交換等を行い、計画運休にかかる判断の精度向上等に努める。

##### ② 計画運休実施についての情報提供

計画運休を実施する場合には、社会経済活動なども考慮し、利用者等が適切な行動を選択できるよう、実施時間など、できる限り、具体的な情報提供を適切なタイミングで行う。

##### ③ 運転再開についての情報提供

運転再開する場合には、利用者等が適切な行動を選択できるよう、運転再開は点検により安全が確認された後になる旨や運転再開は〇時以降となる見込みなど、できる限り、具体的な情報提供を適切なタイミングで行う。

運転再開は、台風通過後の被害の状況やその後の安全確認作業等に大きく依存し、その見込みを示すことが困難な場合が多いことを踏まえ、利用者等に対しては、被害の具体的な状況や点検・復旧作業の進捗状況などをきめ細かく情報提供し、利用者自らが行動を選択できるような情報発信に努めることが重要である。

運転再開時には、利用者が駅に集中する一方、列車本数は十分に確保されていないことから駅での入場規制等の混乱が発生することが想定されるため、例えば、

- ・利用者に来駅時間を遅らせていただくよう呼びかけること
- ・運転再開後ある程度列車本数が確保できてから再開を発表すること
- ・ある程度の列車本数が確保できる時間を再開時間として発表すること

など、路線の状況に応じた情報提供に工夫する必要がある。

##### ④ 振替輸送についての情報提供

振替輸送実施の有無については、輸送力等の様々な事情を踏まえて決定されるものである一方、利用者等にとっては重要な情報であることから、振替輸送の対象となり得る他事業者が存在するケースにおいては、実施する場合・実施しない場合のいずれにおいても、情報提供を行うことが重要である。

##### ⑤ 定期的な更新

台風等の進路等に関しては、刻々と状況が変化することから、利用者等への情報提供は随時更新する。その際、できる限り、次回更新予定時刻も併せて記載する。

##### ⑥ 多様な情報提供手段及び多言語による情報提供

情報提供を行うにあたっては、多様な情報提供手段（ウェブサイト、SNS〔Twitter、Facebook等〕、運行情報アプリ、駅頭掲示〔QRコードによる多言語ウェブサイトへの誘導を含む。〕等）により、運休や運転再開等の運行情報（列車の混雑状況、入場規制の状況等、各鉄道事業者において必要と判断したものを含む。）を迅速かつ的確に多言語で提供する。

##### ⑦ 上記①～⑥に当たっての鉄道事業者間等の連携

上記①～⑥の情報提供を行うに当たっては、相互直通及び並走する鉄道事業者と、また、空港アクセス路線を運行する鉄道事業者は旅客ターミナル施設事業者等と綿密に連携を図る（特に上記④の振替輸送についての情報提供を行う際の連携は重要である。）。

## (2) 情報提供タイムラインの作成

- ・ 上記(1)を適切に実施するため、各鉄道事業者は、情報提供タイムラインのモデルケースを参考にして、自社内における対応の目安として、情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくことが重要である。
- ・ 情報提供タイムラインのモデルケースは、事前予測可能な台風等における計画運休・運行再開等を想定したものであるが、各鉄道事業者は、地震などの突発的な災害時においても、発生から運転再開に至るまでの間の情報提供タイムラインを作成しておくことも一つの方法である。

## (3) 地方自治体との情報提供・連絡体制の確立

- ・ 台風や豪雨などの災害発生時には、利用者等へ運休等の鉄道の運行情報を速やかに提供することが重要であるため、上記(1)及び(2)を踏まえ、平素から鉄道事業者と直接情報提供を受けたいと考えている沿線の都道府県・政令指定都市との間で情報提供・連絡体制を確立するよう努める。その際に、提供が想定される情報の内容等を確認しておくことが重要である。
- ・ 地域全域にわたり鉄道事業者が計画運休を行う場合には、鉄道事業者は、沿線の都道府県・政令指定都市に対し、必要に応じて適切なタイミングで情報提供を行うよう努める。

## 4. 計画運休及びその後の運転再開に関する社会的理解の醸成

- 地方自治体、経済界、教育機関、報道機関等とも連携し、
  - ・ 利用者の安全確保のために計画運休が行われること
  - ・ また、計画運休が行われる際には、状況によっては、鉄道事業者間の振替輸送が行われない場合もあること(振替輸送を受け入れる鉄道事業者側の限界輸送力を超え、安全確保に支障をきたすため)
  - ・ 被害状況によっては運転再開に時間を要する場合があること、また運転再開後しばらくは列車本数が少なく輸送力が限られること等から、利用者の集中による駅での混乱等を回避する必要性が高いことから、上記の鉄道事業者の取り組みと合わせて、利用者側による輸送需要を抑制する取り組み(テレワーク、時差出勤など)も重要であること

について社会的理解の醸成に努める。